

J R 神辺駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託 設計書

項 目	小 項 目	数量	単位 呼称	単価	計	備考
I 直接原価						
A 直接人件費	(1) 計画準備	1	式			
	(2) 条件整理	1	式			
	(3) 対象地区の選定理由の整理	1	式			
	(4) 重点整備地区の設定	1	式			
	(5) 生活関連施設及び生活関連経路の設定	1	式			
	(6) 意向調査	1	式			
	① 駅利用者アンケート調査	1	式			
	② 関係団体ヒアリング調査	1	式			
	③ 調査結果の整理	1	式			
	(7) 実施すべき事業の検討	1	式			
	① 事業検討	1	式			
	② 交通事業者等との協議	1	式			
	(8) 基本構想（案）の作成	1	式			
	(9) 検討会議の運営支援	1	式			
	(10) 報告書作成	1	式			
	(11) 打合せ協議（5回）	1	式			
B 直接経費	電子成果品作成費	1	式			
	旅費（5回）	1	式			
	① 小 計	—	—	—		
II 間接原価						
C その他原価						
D 一般管理費等						
	② 小 計	—	—	—		
小計【（①+②）】						
③業務価格						
④消費税相当額【③×0.1】						
⑤業務委託料【③+④】						

J R 神辺駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「J R 神辺駅周辺地区バリアフリー基本構想策定業務委託」に適用する。

2 業務の目的

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及びこれに基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、1 日当たりの平均的な利用者数が 2,000 人以上 3,000 人未満の鉄道駅であっても、基本構想において重点整備地区内の生活関連施設として位置付けた場合は、バリアフリー化の対象とすることとしている。

本業務は、1 日当たりの平均的な利用者数が 2,714 人である J R 神辺駅において、駅舎及び周辺地区のバリアフリー化を図るための基本構想を策定することを目的とする。

3 業務履行期間

契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

本業務の履行期間は、完了検査期間として 10 日間を見込んでいます。

4 対象地区

別紙のとおり

5 業務実施条件

受注者は、発注者と密接に連絡調整を行い、本業務を実施するものとする。また、業務の進捗状況について適宜報告を行うとともに、発注者の求めに応じて速やかに中間報告を行わなければならない。

6 業務内容

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、受注者は現地状況を把握した上で、必要な事項を整理し、業務計画書及び実施体制図を作成すること。

(2) 整理事項

- ア 関連法令、上位計画及び関連する分野別計画との整合性の整理
- イ 既存のバリアフリー関連計画との関係の整理
- ウ 本市における人口、高齢化率、障がい者数の推移の整理
- エ 公共交通施設の位置及び利用状況の整理
- オ 対象地区における官公庁施設、福祉施設、医療施設、商業施設等の立地の整理
- カ 対象地区における現地踏査を実施し、道路等の段差、幅員、勾配、視認性、案内表示等について、高齢者、障がい者等の視点から課題を抽出し、その位置、内

容及び対策を対象ごとに整理すること

(3) 対象地区の選定理由の整理

J R 神辺駅周辺地区において基本構想を策定する背景及び必要性について、利用者数、要配慮者の利用状況、地域特性等を踏まえ整理すること。

(4) 重点整備地区の設定

ア 重点整備地区としての位置、範囲を設定すること。

イ 重点整備地区は、高齢者、障がい者等による利用が多い生活関連施設が集積し、一体的かつ継続的に移動等円滑化を推進する必要がある地区を設定すること。

ウ 重点整備地区の設定にあたっては、次に掲げる事項を踏まえ、総合的に判断すること。

(ア) 高齢者、障がい者等の施設利用の状況

(イ) 土地利用及び施設利用の状況

(ウ) 土地利用及び諸機能の集積の状況

(エ) 将来の土地利用及び施設配置の方向性

(オ) 想定される事業の実施範囲

(カ) 事業の実現可能性

エ 重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設又は都市計画道路等により明確に定めること。

オ 重点整備地区の設定結果については、図面により明示すること。

(5) 生活関連施設及び生活関連経路の設定

ア (4)までの検討結果を踏まえ、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設である生活関連施設及び生活関連施設相互間の経路である生活関連経路を設定すること。

イ 生活関連施設は、次に掲げる施設のうち、利用実態及び地区特性を踏まえ選定すること。

(ア) 特定旅客施設

(イ) 官公庁施設

(ウ) 福祉施設

(エ) 医療施設

(オ) 商業施設

(カ) その他日常生活又は社会生活において利用頻度の高い施設

ウ 生活関連経路は、生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、高齢者、障がい者等の移動実態を踏まえ、主要な動線を選定すること。

エ 生活関連施設及び生活関連経路の設定にあたっては、次に掲げる事項を考慮すること。

- (ア) 利用者の移動実態及び利用頻度
 - (イ) 安全性及び連続性
 - (ウ) バリアフリー化の必要性及び緊急性
 - (エ) 将来の整備見通し
- オ 設定結果については、図面により明確に示すこと。

(6) 意向調査

ア (5)で設定した生活関連施設及び生活関連経路の問題箇所並びにその内容及び程度を把握すること。

イ 意向調査は、次に掲げる方法により実施すること。

(ア) 駅利用者アンケート調査

- ・ 調査時間帯は、安全面を考慮し9時から15時までとする。
- ・ 調査対象者は、調査時間帯にJR神辺駅を利用する高齢者、障がい者等とし、全ての調査対象者に対してアンケート調査を実施すること。なお、調査内容は、対象地区の日常的な利用において感じる移動上の問題点等を把握できるものとし、回答数は100人程度を想定する。
- ・ 年齢、性別、利用目的及び利用頻度等の属性を把握すること。
- ・ 年齢、性別等、調査対象に偏りが生じないよう配慮すること。

(イ) 関係団体ヒアリング調査

- ・ 高齢者団体及び障がい者団体等の関係団体に対し、対象地区における移動上の問題点等についてヒアリング調査を実施すること。
- ・ ヒアリングは概ね5団体程度とし、障がいの種別に配慮した対象選定を行うこと。
- ・ 各団体につき1回以上実施すること。

ウ 調査結果の整理にあたっては、次に掲げる事項を整理すること。

- (ア) 問題箇所の位置
- (イ) 問題の内容（段差、幅員不足、視認性、案内不足等）
- (ウ) 影響を受ける利用者の区分
- (エ) 問題の程度及び発生状況

エ ウの整理結果については、図面及び一覧表により明確に示すこと。

(7) 実施すべき事業の検討

ア 特定旅客施設、生活関連施設、生活関連経路及び教育啓発に関する実施すべき事業を検討し、次の事項を整理すること。

- (ア) 実施主体
- (イ) 実施内容
- (ウ) 実施時期
- (エ) 事業実施に向けた課題

- イ アの検討にあたっては、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会その他関係機関との協議資料を作成し、協議した結果を踏まえて、事業内容を整理すること。
- ウ 関係機関相互の連携による一体的な移動等円滑化の推進に配慮すること。

(8) 基本構想（案）の作成

- ア (7)までの検討結果を踏まえ、関係法令に基づく基本構想（案）を作成すること。

- イ 基本構想（案）には、少なくとも次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 基本的事項

- ・ 基本構想の目的及び位置付け
- ・ 構想期間
- ・ 対象地区の概要

(イ) 基本方針

- ・ 重点整備地区の特性
- ・ 移動等円滑化の基本的な考え方
- ・ 整備の目標及び目標年次
- ・ 教育啓発及び心のバリアフリーの推進に関する基本的な考え方

(ウ) 重点整備地区

- ・ 位置及び区域
- ・ 設定理由

(エ) 生活関連施設及び生活関連経路

- ・ 対象施設及び経路の一覧
- ・ 選定理由

(オ) 移動等円滑化に関する課題

- ・ 現況の問題点の整理
- ・ 利用者の視点から見た課題

(カ) 実施すべき事業

- ・ 特定旅客施設に関する事業
- ・ 生活関連経路に関する事業
- ・ 生活関連施設に関する事業
- ・ 教育啓発特定事業

(キ) 事業の実施計画

- ・ 事業主体
- ・ 実施時期
- ・ 事業実施に向けた課題

(ク) 基本構想の推進及び進行管理に関する事項

(ケ) その他必要な事項

- ウ イの内容については、図面、一覧表等を用いて分かりやすく整理すること。

エ 基本構想（案）は、関係機関との協議結果を反映したものとする。

(9) 検討会議の運営支援

ア 基本構想の策定にあたり、関係機関との合意形成を図るため、検討会議の運営支援を行うこと。

イ 検討会議の開催回数は3回程度とする。

ウ 受注者は、検討会議の開催にあたり、次に掲げる業務を行うこと。

(ア) 会議資料の作成

(イ) 会議運営補助

(ウ) 出席者との事前調整

(エ) 関係機関との個別調整（必要に応じて）

エ 受注者は、検討会議終了後、次に掲げる成果を作成すること。

(ア) 議事録

(イ) 会議結果の整理資料

(ウ) 合意事項及び課題の整理

(10) 打合せ

打合せ協議は5回程度とする。

7 成果品

受注者は、本業務に係る成果品として、次に掲げるものを電子データにより納品すること。なお、電子データは、発注者と協議の上、PDF形式及び発注者が編集可能な形式により提出すること。

(1) 報告書

(2) バリアフリー基本構想

(3) バリアフリー基本構想概要版

(4) 検討会議資料

(5) 検討会議議事録

(6) アンケート調査結果報告書

(7) ヒアリング調査結果整理資料

(8) 現地点検調査結果整理資料

(9) 各種図面データ

(10) 写真データ

(11) 打合せ記録簿

8 その他

(1) 協議

本業務の履行に当たっては、契約約款及び本仕様書に基づき実施すること。なお、

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

(2) 業務体制

本業務の従事者を変更する場合は、速やかに発注者の承認を得ること。交代時には業務の引き継ぎを綿密に行い、業務の履行に支障をきたさない体制を確保すること。

(3) 著作権の帰属及び権利の不行使

本業務を通じて作成された成果物（報告書、図面、データ等）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属するものとする。受注者は、本成果物に関して著作権者人格権を行使しないものとし、制作に関与した第三者（再委託先等）についても同様の措置を講じるものとする。

(4) 再委託

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(5) 個人情報の保護

受注者が本業務の遂行（アンケートやヒアリング等）にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び本市の個人情報保護に関する条例・規定を遵守し、漏洩等のないよう適切な措置を講じること。

(6) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後及び契約解除後も同様とする。

(7) 貸与資料の管理

受注者は、発注者から貸与された資料を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、業務完了後又は発注者の指示があった場合は、速やかに返却又は破棄すること。

